
LPB-MBD System WG
IEC 62433 Boundary Model TG
2020 Annual Report

2021/xx/xx

独占禁止法遵守宣言書

一般社団法人 電子情報技術産業協会 半導体部会

「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成7年10月30日付公表、平成18年1月4日付改定、公正取引委員会通達)に基づき、独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号))第8条第1項の、事業者団体の禁止事項に抵触しないよう、当協会活動を行っていくことを宣言する。

[独占禁止法上の禁止事項]

1. 一定の取引分野(市場)における競争を実質的に制限すること(価格の決定・維持・引上げ又は数量の制限、顧客・販路、設備等の制限、新規事業者の参入制限等)
2. 不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をすること(国際的な価格決定協定や市場分割協定等の締結)
3. 一定の事業分野における現在又は将来の企業数を制限すること(新たな事業者の参入阻止又は既存事業者の排除)
4. 会員企業の機能又は活動を不当に制限すること(会員企業の事業活動の制限)
5. 企業に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること(取引拒絶、差別取扱い、排他条件付取引、拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害等を行うよう強制又は働きかけること)

マスコミとの接触に関する行動指針

部会はマスコミを積極的に活用するが、細心の注意を要する事項であり、しかるべき手続きなくマスコミ関係者と接触することは、極力慎まなければならない。

2020年度の成果

- ◆ IEC62433 Part4 ICIM-CIを題材として
 - 第12回LPB Forumにて報告
- ◆ IEC62433 Part3 ICEM-REを題材として
 - IEC62433 Part3の理解
 - 第13回 LPB Forumにて報告
- ◆ 他の委員会との交流
 - 半導体信頼性技術委員会
システムレベルESD解析WGとの交流
 - EMC-SCとの交流

IEC 62433 Part4 ICIM-CIを題材として

第12回 LPB Forumにて以下の報告をおこなった

LPBでEMCを解決 <半導体EMCモデルとは

LPBでEMCを解決するための取り組みとしてモデルベースデザイン・システム設計WGの概要／EMCの協調設計を行うための技術ポイント

イミュニティーモデルの具現化と設計フローにおける活用について

IEC62433 Part4に準拠したイミュニティーモデルの作成方法とモデルとバウンダリとしたLSIメーカーとセットメーカーの協調設計の姿

IEC 62433 Part3 ICEM-REを題材として

IEC62433 Part3を理解

弘前大学 金本先生にICIM-REの規格書を解説いただき、参加委員で共有した
「[IEC 62433の活用に関するディスカッション～IEC 62433-3](#)」

第13回 LPB ForumにてICEM-REの読み解き、その活用シーンなどを報告した

[バウンダリモデルTGからご報告](#)

他の委員会との交流

◆ 半導体信頼性技術委員会

システムレベルESD解析WG

パルスイミュニティーの試験方法としてTLP法の制約、評価基板作成上の工夫などご助言をいただいた。

◆ EMC-SC

LSIメーカーからのモデルの提供に期待して交流会を設定。競争領域／非競争領域を明確にして検討を進めるべきなど議論を深めた。次年度の連携も視野に入れる。

JEITAの委員会間での情報共有や役割分担明確化は今後も進めていきたい